

旭川市水道局随意契約の公表について

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、
旭川市水道局契約規程第18条の2第2項の規定により公表します。

令和8年1月9日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

1 契約の名称及び概要

- (1) 契約の名称 水道メーターハーフ分解業務
- (2) 契約の概要

ア 業務内容

使用済み水道メーターを有価物と廃棄物に分解・分別する業務

イ 履行期間

着手の日から 令和8年3月13日まで

ウ 業務の問い合わせ先

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局3階

旭川市上下水道部管路管理課給排水検針係

電話 0166-24-3140

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 「旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」で示す障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業所・施設等であること。
- (2) 旭川市内に拠点を有すること。
- (3) 当該業務を履行する能力を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

受注機会の確保と障がい者の自立を促進する観点から、多くの市内事業者と契約できるよう、当該業務を分割するとともに、契約する価格（単価）を見積りで決定し、当該決定価格（単価）による契約締結の同意者との随意契約とする。